

## 鳥取県告示第471号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の36第1項の規定に基づき、指定調査機関を指定したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の4第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年7月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所	調査事務を行う事務所の所在地	指定年月日
有限会社保健情報サービス	米子市宗像 53-46	米子市西福原二丁目 1-1	平成 21 年 7 月 6 日
特定非営利活動法人鳥取社会福祉評価機構	鳥取市湖山町北二丁目 116-3	鳥取市湖山町北二丁目 116-3	〃
特定非営利活動法人いなば社会福祉評価サービス	鳥取市湖山町東二丁目 164	鳥取市湖山町東二丁目 164	〃
特定非営利活動法人未来	倉吉市宮川町 188-9	倉吉市宮川町 188-9	〃
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	鳥取市伏野 1729-5	鳥取市伏野 1729-5	〃